

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ハーモネット（以下「甲」という。）と甲の過半数代表者は、（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、別表 1 に定める職種の派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした（別表 2）のとおりとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 5 年 8 月 29 日付職発 0829 第 1 号「令和 6 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)) に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額」(厚生労働省)の業務の実態を踏まえ最も適合する職種のうち別表 1 に記載の職種とする。

(2) 通勤手当については基本給とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

(3) 地域調整については、就業地が愛知県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「愛知県」を用いるものとする。

(4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、当該額を別表 2 の「一般の労働者の平均的な賃金」に定める額に 5 % を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

(基本給)

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 別表2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(2) 別表3の各等級の職務と別表2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次通りとする。

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～2%の範囲で賃金に上乗せして支払う。昇給は評価基準表に基づく考課結果に応じてAからCまでの評価とする。C評価は据え置き、B評価は1.0%、A評価は2.0%とする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

(時間外手当、深夜・休日手当)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第16条に準じて、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を下記のとおり支給する。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ①公共交通機関 | 実費 |
| ②自動車 | 20円/1km (ただし片道2km未満の場合は支給しない) |
| ③バイク | 5円/1km (ただし片道2km未満の場合は支給しない) |
| ④徒歩・自転車 | 通勤手当は支給しない |

(賃金の決定に当たっての評価)

第7条 年に一度、評価基準表に基づき評価を行い、その評価結果に基づき対象従業員の基本時給を見直す。

(賃金以外の待遇)

第8条 派遣社員の賃金以外の待遇については、正社員と比較し均衡のとれた内容とします。

(教育訓練)

第 9 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

なお、本協定は締結日にかかわらず令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 株式会社ハーモネット

代表取締役社長 近藤大輔

乙 株式会社ハーモネット

従業員過半数代表者 三石祐佳